

ご提出いただく証明書類について
(避難指示解除後のご帰還にともなう就労不能損害に係る賠償について)

		証明書類
ご請求いただける方	避難指示解除後1年以内に帰還したことを証明する書類	<ul style="list-style-type: none"> ○以下の書類をお送りください。 ・大熊町の住民票の写し、および生活の本拠としていることが確認できる書類（公共料金の領収書等）
平成23年3月11日時点のお勤め先情報	就労の事実を証明する書類および雇用形態を証明する書類	<ul style="list-style-type: none"> ○お勤め先ごとに、当社指定の就労状況証明書（※1）（※2）をお送りください。
	失職されたことを証明する書類	<ul style="list-style-type: none"> ○当社事故により失職されたお勤め先がある方は、お勤め先ごとに、以下の書類のうちいずれか1つをお送りください。 ・雇用保険受給資格者証 ・雇用保険被保険者資格喪失確認通知書 ・雇用保険被保険者離職票 ・ねんきんネット「年金記録照会」画面コピー（※3） ・ねんきん定期便（※3） ・給与支払報告書（個人別明細書）（※4） <p style="font-size: small;">*上記書類から失職の事実が確認できない方は、当社指定の退職状況証明書（※1）をお送りください。</p>
事故がなければ得られた収入	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content;"> これまでにご提出いただいた書類は、再度お送りいただく必要はございません。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ○お勤め先ごとに、以下の書類のうち、いずれか1つをお送りください。 ・給与明細書（12ヶ月分） ・課税証明書（平成23年度（平成22年度））（※5） ・源泉徴収票（平成23年度（平成22年度））
実際に得た収入		<ul style="list-style-type: none"> ○お勤め先ごとに、以下の書類のうち、いずれか1つをお送りください。 ・給与明細書（※6） ・当社指定の就労状況証明書（※1） *対象となる期間に就労されていなかった方は、お送りいただく必要はございません。
		<ul style="list-style-type: none"> ○上記に加えて、以下のいずれか1つをお送りください。 ・ねんきんネット「年金記録照会」画面コピー（※6） ・ねんきん定期便（※6）
通勤交通費増加額		<ul style="list-style-type: none"> ○お勤め先ごとに、通勤交通費不支給証明書（※1）（※6）をお送りください。 *対象となる期間に就労されていなかった方は、お送りいただく必要はございません。

- ※1 請求書類に同封されております「各種証明書類」より切り離して、お勤め先に記入をご依頼ください。
- ※2 お勤め先が「避難等対象区域」外の場合は、必ずお送りください。
- ※3 厚生年金に加入されていた方のみ、お送りいただけます。
- ※4 役員の方のみ、お送りいただけます。
- ※5 収入金額が記載されているものをお送りください。
- ※6 ご請求対象期間の情報を確認できる書類をお送りください。